

会社規模の基準の引き上げ

Le rehaussement des critères de taille pour les sociétés

2024年2月28日付の政令は、零細企業、中小企業、大企業または企業グループの規模基準の見直しに関し、欧州指令2023/2775をフランス法に移管するもので、基準値の25%上方修正は、インフレを考慮したものです。

2024年2月28日付政令第2024-152号は、欧州議会および欧州理事会指令2013/34/EU号（いわゆる会計指令）を改正する2023年10月17日付欧州委員会委任指令第2023/2775号をフランス法に移管することにより、企業および企業グループのカテゴリーを定義する売上高および総資産額の基準値を修正するものです。

これらの閾値により企業および企業グループの規模が定義され、特に決算書の作成や監査義務の判断の基準になります。

この基準値の引き上げは以下には適用されません。

- 電子請求書の導入（2008年12月18日付D 2008-1354）
- 営利目的でない法人（アソシエーション、民事会社）。

新しい閾値

企業カテゴリー

独立企業に関する新しい基準値は以下の通りです

- 零細企業（TPE）は、以下の3つの閾値のうち2つを超えてはなりません
 - 総資産額45万ユーロ
 - 総売上高90万ユーロ
 - 従業員数 10名

- 小規模企業（PE）は、以下の3つの閾値のうち2つを超えてはなりません
 - 総資産額750万ユーロ
 - 総売上高1,500万ユーロ
 - 従業員総数 50名
- 中規模企業（ME）は、以下の3つの閾値のうち2つを超えてはなりません
 - 総資産額2,500万ユーロ
 - 総売上高5,000万ユーロ
 - 総従業員数 250人

中規模企業（ME）の3つの閾値の内2つを超える企業は大企業（GE）です

企業グループ

企業グループに関する新しい基準値は以下の通りです。

- 小規模グループは、以下の3つの閾値のうち2つを超えてはなりません。
 - 総資産額900万ユーロ
 - 総売上高 1,800万ユーロ
 - 総従業員数 50人
- 中規模グループは、以下の3つの基準値のうち2つを超えてはなりません。
 - 総資産額3,000万ユーロ
 - 総売上高6,000万ユーロ
 - 総従業員数 250名

中規模グループの3つの閾値のうち2つを超える企業グループは大規模グループです。

発効

新措置は2024年3月1日に施行され、以下の通り適用されます。

- 2024年1月1日以降に開始する会計年度に関する決算書および報告書
- 現行の会計監査人の任期は、その満了まで継続

例えば、2024年12月31日決算で小規模会社の新基準を超えない会社が、経営報告書の作成を省略した場合、2024年度の決算承認する2025年になって初めて可能となります。

参考

インフレを考慮し、売上高と総資産高の基準額が修正されました（条文の修正：商法D.123-200条、商法D.221-5条、商法D.221-5条、商法D.230-1条、商法230-1条、商法D.230-2条、商法D.230-2条、商法D.232-8-1条および商法D.821-172条）。



新基準に基づく義務の概要

カテゴリー	3つの基準の内2つを越えない			従業員数	決算書の作成		商業裁判所への提出		経営報告書	会計監査人による報告書
	旧基準	総資産額	売上高		BSとPL	付属書	提出	非公開		
零細企業 micro- entreprise	旧基準	350 K€	700 K€	10	商法第123条の16に基づく簡易非表示	商法123-16-1条に基づき付属書作成免除	義務	商法L.232-25条に基づき、決算書の全ての情報を公開しないオプションの選択可	商法第232条第1項に基づき、経営報告書作成免除	商法第232条の26に基づき、決算書を完全非公開とした場合、会計監査人による報告書の機密性も保持
	新基準	450 K€	900 K€	10						
小規模企業 Petite entreprise	旧基準	6 M€	12 M€	50	商法第123条の16に基づく簡易非表示	商法123-16条に基づき簡易版付属書	義務	商法L.232-25条に基づき、損益計算書を公開しないオプションの選択可	商法第232条第1項に基づき、経営報告書作成免除	商法第232条の26に基づき、決算書を完全非公開とした場合、会計監査人による報告書の機密性も保持
	新基準	7,5 M€	15 M€	50		商法第123-25条に基づき要約版付属書				
中規模企業 Moyenne entreprise	旧基準	20 M€	40 M€	250	商法L.123-16に基づき、損益計算書の簡易表示、基本貸借対照表	商法L.123-25に基づき基本付属書または要約版	義務	貸借対照表と付属書の簡略表示のみの公開が可能	義務	商法L.232-26条に基づき、決算書の簡易表示を選択した場合会計監査人による報告書の機密も保持されるが、特記が必要
	新基準	25 M€	50 M€	250						
大規模企業 Grande entreprise	中規模企業の3つの基準値の内2つを超える場合				基本貸借対照表および損益計算書の表示	商法L.123-25に基づき基本的な付属書または要約版	義務	決算書非公開は不可	義務	義務

(*) 経営報告書が不要な場合も、支配人による報告を免除されるわけではありません（民法1993条）。

独立企業が会計監査人を任命しなければならない基準

これらの基準とは別に、独立企業は以下3つの基準のうち2つを超える場合会計監査人を任命する必要があります。

会計監査役の任命（独立会社）：義務化の基準値	2024年から適用される閾値	2023年までの閾値
売上高	1千万ユーロ€	8百万ユーロ
総資産額	5百万ユーロ	4百万ユーロ
授業員数	50名	50名

上記の閾値（10/5/50）を超える企業に直接または間接的に支配されている企業は、以下の3つの閾値のうち2つを超える場合に会計監査人を任命しなければなりません。

小規模グループ内の被支配会社における 会計監査人の任命義務の基準値	2024年から適用される閾値	2023年までの閾値
売上高	5百万ユーロ	4百万ユーロ
総資産額	2百50万ユーロ	2百万ユーロ
授業員数	25名	25名